

通常発給部数を超える申請書

西曆 年 月 日

名古屋商工会議所 御中

貿易関係証明について下記の理由により、1 件当りの通常発給枚数（5 部）を超える申請します。

証明登録番号：

社 名：社印

部 課 名 :

担 当 者 名：

電話 番 号:

証明種別	いずれかにチェック「✓」をいれてください。 ☐ 日本産原産地証明 ☐ インボイス証明 ☐ サイン証明 ☐ 外国産原産地証明 ☐ 会員証明・日本法人証明	
申請理由		
仕向国		
発給依頼部数		部
使用区分	・ 領事査証用 ・ 銀行買取用 ・ ・	部 部 部 部

以上

【重要】 通常発給部数を超える場合の証明手数料について

ラバー証明	肉筆証明	件数	証明手数料 会員	証明手数料 非会員
1～10 部	1～6 部	1 件分	1,080 円	2,160 円
11～20 部	7～12 部	2 件分	2,160 円	4,320 円
21～30 部	13～18 部	3 件分	3,240 円	6,480 円